

令和6年第5回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和6年9月4日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年9月13日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	山村 嘉寛
会計管理者	真砂 浩行	統 括 監	中村 元紀	総務防災課長	内山 治久
まちづくり推進課長	中川 泰成	税務住民課長	梅前 宏文	保健福祉課長	見並 智俊
産業振興課長	里中 和樹	建設課長	平生 公一	教育事務局長	山下 健一
上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

7番 井上 容子 議員
8番 山路 善己 議員
 - 第 2 議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 3 議案第51号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 4 議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 7 議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定について

- 第 8 議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 9 議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第10 議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第60号 町税条例の一部改正について
- 第13 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第14 議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 第15 議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第65号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第66号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書
- 第21 発議第 5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書
- 第22 発議第 6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
- 第23 発議第 7号 防災対策の充実を求める意見書
- 第24 発議第 8号 閉会中の継続審査の申し出について

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、令和6年第5回玉城町議会定例会、第3日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

7番 井上 容子 議員

8番 山路 善己 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 議案第50号から日程第10 議案第58号

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第10、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査の報告書が提出されています。

これから予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 北委員長。

○予算決算常任委員会委員長（北 守） 議長から予算決算常任委員会の審査報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計決算の認定についての審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての、計9件の議案審査を9月9日午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は会議録を御高覧いただくこととし、委員会審査において質疑がありました結果を報告いたします。

初めに、決算認定においては議会が決定した予算が適正に執行されたかを検証し、行政施策の達成度、有効性に主眼を置き今後の予算編成や財政運営の改善に資するように、審査を行ったところであります。

まず、議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての主な審議については、歳入歳出において各委員の熱心な質疑がなされました。

歳入につきましては滞納繰越の状況について、また、歳出では総務費において、広報誌の配布状況について、土木費では空き家の件数の減少した理由について、消防費では、自主防災組織と防災用の資機材についてなど質疑があり採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第51号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、一般会計から繰り入れた貸付金の返済軽減計画についての質疑がありました。

採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、アスパア玉城アグリのレストランの休業について、今後のアスパア玉城の運営方針についての質疑がありました。

採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、

本案に対する質疑はなく採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する質疑はなく採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定について、本案に対する質疑はなく採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、水道の給水人口は減少しているが、給水件数の増加の理由についてという質疑がありました。質疑の後、採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、本案に対する質疑もなく採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、本案に対する質疑もなく採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

○議長（小林 豊）以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論・採決を行います。一括議題とした議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第10、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決に入ります。

初めに、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。従って、議案第51号、令和5年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）举手全員です。

従って、議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

◎日程第11 議案第59号

○議長 (小林 豊) 次に、日程第11、議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決に入ります。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

◎日程第12 議案第60号

○議長 (小林 豊) 次に日程第12 議案第60号 町税条例の一部改正についても討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決に入ります。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第60号 町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎日程第13 議案第61号

○議長 (小林 豊) 次に、日程第13 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、討論の通告書が提出されていますので通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員

○10番 (中西 友子) 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で理由を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、一見したらなんてことはない条文の削除ですが、保険証の削除を前提としていることにほかなりません。

マイナンバーカードと一体化することが急速に進んでいますが、マイナンバーカードを作ることで個人が個人の任意での判断となりますので強制されることは許されません。以上をもって反対といたします。

○議長（小林 豊）次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員

○1番（坂本 稔記）議長の許可をいただきましたので、議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による被保険者証の廃止に伴い、引用条項の整理を行う他、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するもので、国すなわち上位法令の改正に伴うものであります。

議員各位におかれましては、本条例の改正趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同いただきたく思います。以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）通告は以上ですのでこれで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

従って、議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

◎日程第14 議案第62号

○議長（小林 豊）次に、日程第14、議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についても討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員

○10番（中西 友子）議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について反対の立場で理由を述べさせていただきます。

先ほどの議案第61号と同じく、保険証の文章の削除となっております。

資格証の発行があるから、代替えとして機能するから大丈夫だろうと思われがちですが、現行の保険証と違い自分自身での申請となる他、いつまで発行していただけるかもわからない、マイナンバーカードと一体化した後の取り扱い手順がわずらわしいことなど、従来保険証より劣化した内容となる規約の一部変更の協議をすること自体、おかしい話です。現行の保険証があれば何も変えることはありません。

以上をもって反対といたします。

○議長（小林 豊）次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番(福田 泰生) それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更とすることについて、関係地方公共団体と協議の辺、協議を要するため、同法第291条の11の規定により、議会の決定議決を求めるものであります。

規約の変更の内容は、法律等の一部改正を行う、伴うものであります。

すなわち、上位法令の改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定しております用語を整理するため、同規約の一部を改正するものであります。

よって、議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(小林 豊) 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

従って、議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案の通り可決されました。

◎日程第15 議案第63号から日程第19 議案第67号

○議長(小林 豊) 次に、日程第15、議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし日程第19、議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 北 守委員長

○予算決算常任委員会委員長(北 守) 議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております、各会計補正予算の審議について委員会審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において本委員会に付託されました議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について合計5件の議案審査を、令和5年度の決算審査に引き続いて町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長同席のもと12名の委員により審査を行いました。その審査内容は会議録を御高覧いただくこととし、委員会審査におい

て、各委員の質疑がありました。その結果を報告いたします。

まず、議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第3号)について、委員から熱心な質疑がありました。質疑の主な内容については歳出において総務費では、協働のまちづくり事業交付金について応募の状況と1団体当たりの交付の額について、また総合計画後期基本計画、総合戦略策定業務委託料について、また、さらに交通安全対策工事請負費について、もう1点防犯灯の設置について、この総務費では4点出ておりました。

それから、民生費では意思疎通支援委託料、AED借り上げ使用料、行路死亡人取扱業務委託料について、また農林水産費では、農業機械修繕費支援事業補助金の補正額の確認について、商工費では、価格高騰応援キャンペーン事業負担金の補助内容について、さらに土木費では、道路補修工事請負の施工の場所について、また、空き家対策計画策定支援業務委託の内容について、等々の質疑が出されました。採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について委員からの質疑がありました。

保険者努力支援補助金の減額理由について質疑の終了後、採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ないし議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)についての審査は、いずれも質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果と報告いたします。

○議長(小林 豊) 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行いますが、各議案については討論の通告はありませんでしたので討論を省略し直ちに採決に入ります。

初めに、議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。従って、議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第3号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。従って議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。従って議案第65号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。従って、議案第66号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告の通り可決されました。

すいません。1つ訂正願いたいと思います。

先ほどですね議案第65号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されましたと申し上げましたが、令和6年度に訂正願いたいと思います。

次に、議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。従って、議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第20 発議第4号から日程第23 発議第7号

次に、日程第20 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書ないし日程第23、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書を一括議題とします。

お諮りします。発議第4号ないし発議第7号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 (小林 豊) 異議なしと認めます。従って趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。

これから、発議第4号ないし発議第7号について意見書ごとに討論・採決を行います。が、討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決に入ります。

まず、発議第4号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。従って、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書については原案の通り可決されました。

次に、発議第5号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。従って、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員の定数改善計画の策定実施と教育予算拡充を求める意見書については、原案の通り可決されました。

次に、発議第6号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。従って、発議第6号 子供の貧困対策の推進と就学、修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書については原案の通り可決されました。

次に、発議第7号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。従って、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書については原案の通り可決されました。

ただいま可決されました発議第4号ないし発議第7号の各意見書は、本日中に関係方面へ提出しますのでご了承願います。

次に、日程第24 発議第8号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。これで今期定例会に付されました事件の審査はすべて終了しました。

従って、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり町長挨拶願います。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案のすべての議案につきまして原案承認を賜りましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、議会ははじめ、多くの皆さん方にご支援をいただいておりますところの、町の重点施策、健康づくりにつきまして、先般から国或いは県の方での公表がございました。

全国で1,741団体のある中で、玉城町が153位。三重県では、29市町の中に1位という、つまり、保健事業、いろんな特定健診の受診率からいろんな活動が進んでおると、こういう評価をいただいておりますのと、さらにこの2年、3年の間がですね、三重県で一番1人当たりの医療費が低いという、そういう数値が発表されておるわけでございます。皆さん方のご理解のおかげであると思っております。引き続き、町の皆さん方の健康を、つまり早期発見、早期治療、予防に努めていきたいと考えておる次第でございますので、今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

大変暑い日が続いております、熱中症で体調を壊されておられる方もお見えでございます。引き続きご自愛をいただきましてお過ごしを賜りたいと思います。

閉会にあたりましての挨拶といたします。

○議長（小林 豊）これで令和6年第5回玉城町議会定例会を閉会します。

(午前9時42分 閉会)